

# 過疎地域自立促進計画

(平成28年度～32年度)

豊かな自然と共生する理想郷“ふじのくに”づくり

—地域の魅力・強みを生かした持続可能な地域社会の実現—

静岡県

## 静岡県過疎地域自立促進計画 目次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興	4
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	13
4	生活環境の整備	17
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
6	医療の確保	21
7	教育の振興	23
8	地域文化の振興等	24
9	集落の整備	25
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	27

## 1 基本的な事項

### (1) 計画の位置付け

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法第7条の規定に基づき、先に策定した「静岡県過疎地域自立促進方針」を踏まえて、県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置の内容について定めるものである。

### (2) 過疎地域自立促進のための施策の基本的な方向

県における過疎対策の実施に当たっては、下記の基本的な方向により、市町を超えた広域的な課題への対処や関係市町間の連携・調整などを図り、市町の取組を補完・支援することとする。

#### ア 過疎地域の魅力・強みを生かした地域づくり

##### ① ライフスタイルのイノベーション

(快適な暮らし空間の実現、移住・定住人口の拡大)

「ふじのくにに住みかえる」をキャッチフレーズに、本県で実現できる多様なライフスタイルの魅力を提案するとともに、県、市町、関係団体等が連携して受入態勢を整備することなどにより、移住・定住人口の拡大を図る。

##### ② 大地・森・海の恵みを生かすルネッサンス

(産業振興、雇用の創出・確保)

過疎地域の有する地域資源の特長を生かしたブランド力の強化や6次産業化などを推進し、新たな価値を創造するとともに、農林水産業への新規就業を促進することなどにより、産業振興や雇用の創出・確保を図る。

##### ③ 輝く魅力による大交流 (観光・交流人口の拡大)

過疎地域の特色を生かしたエコツーリズムやグリーンツーリズムなどのニューツーリズムの推進や都市地域との交流促進などにより、魅力ある地域づくりを進め、観光・交流人口の拡大を図る。

##### ④ 交流を促す基盤整備 (広域的な交流の促進)

地方生活圏の中心都市と過疎地域を結ぶ交通の確保や情報通信基盤の整備を推進することなどにより、過疎地域の距離・時間的格差により生じる課題を解消し、産業の支援や他地域との広域的な交流の促進を図る。

#### イ 多様な主体が参画し、都市と過疎地域がともに支える地域づくり

##### ① 地域コミュニティの再生・集落機能の強化

(集落機能を中長期的に持続させる仕組みづくり)

地域住民が地域づくり活動に自主的・主体的に参加するとともに、地域お

こし協力隊やNPOなどの外部人材を活用し、多様な主体による新たな協働の仕組みづくりを進め、地域コミュニティを活性化させることにより、過疎地域が抱える様々な課題の解決を図るほか、基幹集落を中心として、複数集落をネットワーク化し、集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワークの形成」を促進するなど、中長期的に持続可能な集落の整備を進め、集落機能の強化を図る。

## ② 生活基盤の整備

過疎地域の生活環境の改善を図るため、公共施設等の整備や身近な生活交通の確保、保健・福祉サービスの充実や医師不足の解消など、生活基盤の整備を推進することにより、安心・安全な住民生活を確保する。

## ③ 農山村地域の持つ多面的機能の持続的発揮

水源の涵養や県土の保全、癒しの場の提供などの過疎地域が持つ公益的・多面的機能を再認識し、適正な管理と利用を推進することなどにより、県民共通の財産である豊かな自然環境を次世代に継承する。

### (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

諸施策を推進する上で、個々の自治体ごとの取組では、財源、人材、情報等の面で限界がある。また、今後、各自治体の投資余力が急速に減少することが見込まれる中では、これまで以上に効率的な行政運営が求められている。

したがって、共通した課題に対しては、既存の自治体の枠を超えた広域的な取組を進めていくことが必要なことから、県の総合計画や各分野の広域事業計画等との整合性を保ちながら、地域の実情や抱えている課題を踏まえた広域的な地域づくりを推進していくものとする。

また、自治体間の連携による行政サービスの推進に当たっては、県も積極的に関わりながら、効率的な事務処理体制の構築に向けた検討を行うとともに、市町間の連携を基本としつつも、市町間の連携による課題解決が困難な地域においては、県が補完を行うことも検討し、広域自治体としての必要な役割を果たしていく。

### (4) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

(注) 本計画に記載する個別事業は、平成28年度事業の内容を記載している。

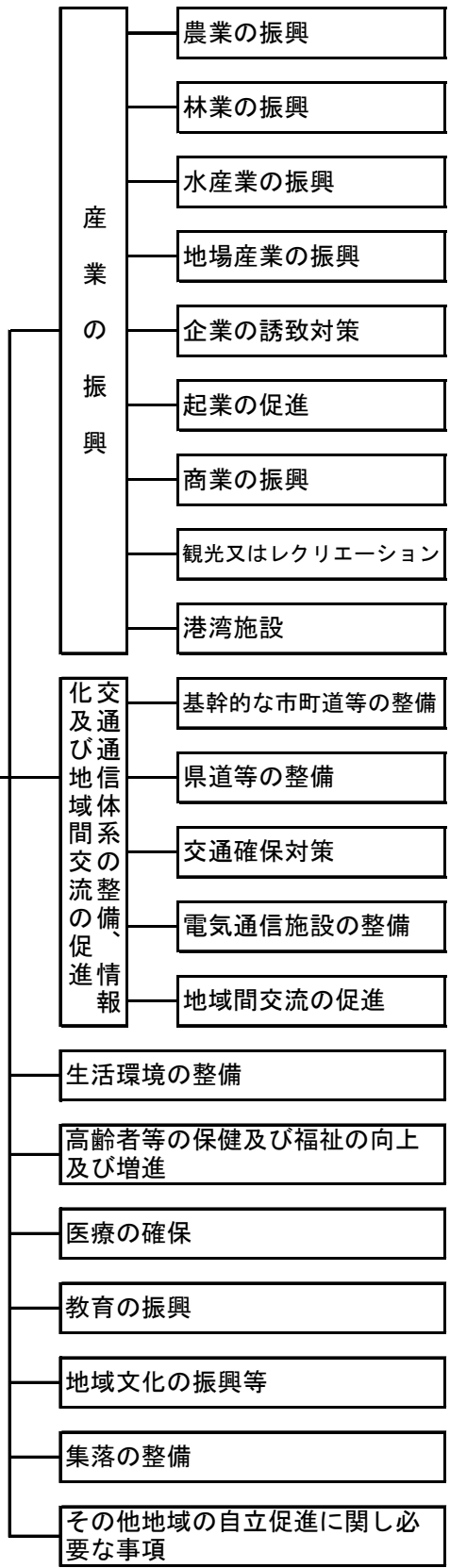
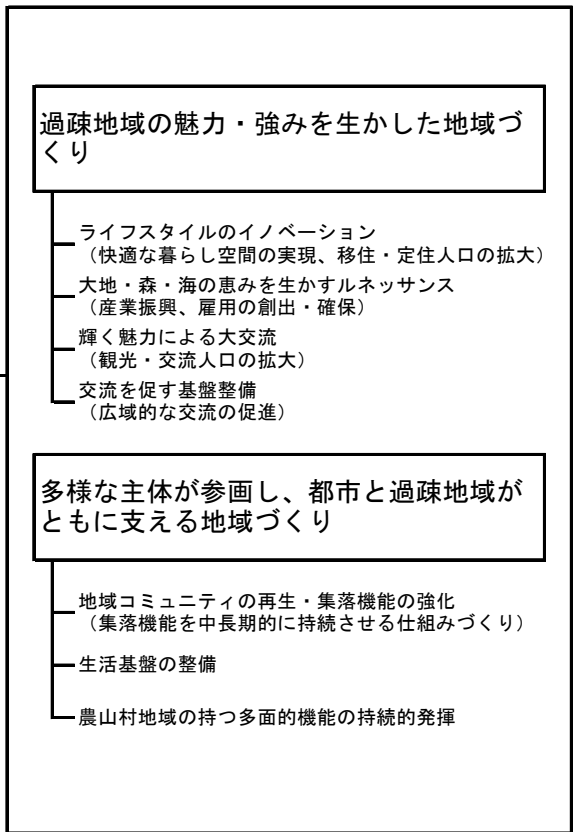
但し、「基幹的な市町道等の整備」及び「県道等の整備（県が事業主体となる事業）」の事業内容は、5年間の事業量を記載している。

# 静岡県過疎地域自立促進計画の施策体系

## <目標>

豊かな地域の魅力と共生する理想郷“ふじのくに”づくり  
 | 地域の魅力・強みを生かした持続可能な地域社会の実現 |

## <基本的な方向>



## 2 産業の振興

### (1) 農業の振興

過疎地域等の中山間地域が持つ風土、農地、景観、コミュニティ等の地域資源を生かした農業の確立と集落の活性化を図るため、農業生産基盤整備と生活環境整備を総合的に推進する。加えて、中山間地域等直接支払制度の活用により、農業生産活動の維持を図っていく。

また、将来にわたり持続可能な農産物の生産を行うため、地域外からの農業の新たな担い手の確保、農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の再生利用に向けた取組を推進するとともに、農山村地域において、大きな課題となっている野生鳥獣被害については、生息環境対策、被害予防対策、捕獲対策を取組の柱として、被害の軽減を図っていく。

さらに、茶や柑橘等の品種や栽培環境、栽培方法など、産地の特長を生かした付加価値の高い農産物の生産拡大を促進するとともに、新たな農産物の生産や加工品の開発、販路拡大に向けた支援を推進する。

事業名	事業内容
農業の振興	<b>① 県営中山間地域総合整備事業</b> 中山間地域の農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に実施する。
	<b>② 農地中間管理機構体制整備事業</b> 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約を図るため、農地中間管理機構が行う農地の借受、貸付等の活動を支援する。
	<b>③ 農を支える元気な担い手支援事業</b> 農業を支える新たな担い手を確保するため、新規就農者等の確保と育成支援を行う。

#### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
農業の振興	<b>① 耕作放棄地解消総合対策事業</b> 耕作放棄地の解消を目指し、県と市町の協調により、再生利用活動の取組を支援する。
	<b>② 鳥獣被害防止総合対策事業</b> 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止特別措置法により市町が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援する。

事業名	事業内容
農業の振興	<p>③ 中山間地域農業振興整備事業 平地に比べて条件が不利な中山間地域において、農業の振興を図り地域の活性化に資するため、生産・加工販売施設などの整備に対して補助する。</p>
	<p>④ 中山間地域等直接支払交付金 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保することを目的に、中山間地域等で農業生産活動を営む農業者等に対して、平地との生産コスト差を支払う。</p>
	<p>⑤ 環境保全型農業直接支払交付金 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援する。</p>
	<p>⑥ 山村振興等農林漁業特別対策事業 地域振興5法指定地域の条件不利地域等における農林漁業の一体的な振興を図ることにより、農林業生産及び生活基盤整備を総合的に実施し、地域の活性化を支援する。</p>
	<p>⑦ 県単独農林業振興事業 地域振興5法指定地域の条件不利地域等における持続的な農林業の推進に係る事業に対して、付け増し助成を行う。</p>
	<p>⑧ 団体営農業基盤整備促進事業 担い手への農地集積の加速化や農業の構造改革の推進により生産効率を高め、競争力ある「攻めの農業」を実現するため、農地・農業水利施設等の整備に対して助成する。</p>
	<p>⑨ 県単独農業農村整備事業 補助事業の採択基準に満たない事業区域を対象に実施する農業生産基盤等の整備に対して助成する。</p>
	<p>⑩ 茶産地構造改革事業 変化する需要に応じた茶の生産体制に改革するため、ビジネス経営体等が流通販売者と連携して取り組む施設や機械の整備、認証取得に対し支援する。</p>
	<p>⑪ 静岡抹茶生産拡大支援事業 静岡抹茶の生産体制強化のため、モデル地区を設置し、生産活動を支援する。</p>
	<p>⑫ 美しい茶園でつながるプロジェクト推進事業 モデル地区を設定し、茶園景観を活用した中山間地域の振興を支援する。</p>

## (2) 林業の振興

就業希望者に対する相談会や作業体験会などを通じ、林業への新規就業を促進するとともに、技術者の知識や技術向上を支援し、森林整備や木材生産を担う森林技術者を育成及び確保する。

また、木材生産面からは、森林施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入支援などにより、低コスト生産システムを定着するとともに、事業体の経営改革や現場改善を支援し、ニーズに応じた丸太の計画的生産や森林所有者への利益還元を増やす低コスト生産など、ビジネスとしての林業を実践する林業事業体の育成を図る。

併せて、木材の流通・加工面からは、中間土場の整備や原木の仕分けができる人材を育成し、原木流通の効率化を図るとともに、地域の製材工場等の共同受注窓口の整備などを支援し、製材工場と林業事業体が連携した県産材の安定供給体制を確立する。

さらに、環境と経済を両立させた世界水準の森林管理に向け、国際的な森林認証の取得を促進する。

事業名	事業内容
林業の振興	① <b>林業を支える元気な担い手支援事業</b> 林業への就業に関するガイダンスや林業体験会を開催する。
	② <b>ビジネス林業促進事業</b> ビジネスとしての林業を目指す林業事業体の経営改革や現場改善を支援する。
	③ <b>県産材販路拡大事業</b> 県産材の安定供給体制の確立や、狙いを定めた的確なPR、非住宅分野での利用拡大に取り組む。

### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
林業の振興	① <b>森林を守り育てる人づくり推進事業</b> 林業労働力確保支援センターが実施する林業作業員の技術・技能の向上、就労条件の改善、新規参入者の雇用促進の事業に助成する。
	② <b>森林整備地域活動支援事業</b> 森林所有者等による森林経営計画の作成や森林施業の集約化などの地域活動を支援する。
	③ <b>公共造林事業</b> 森林経営計画に基づき、計画的に行われる森林整備や路網の整備に助成する。



事業名	事業内容
林業の振興	<b>④ 次世代林業基盤づくり交付金事業</b> 県内の合板工場等への安定的な木材供給のために森林組合等が行う間伐、路網整備、林業生産基盤、木材加工施設等の整備に助成する。
	<b>⑤ 間伐材搬出奨励事業</b> 森林組合等が行う間伐材の搬出経費に助成する。
	<b>⑥ 水土保持森林緊急間伐対策事業</b> 市町、森林組合等が行う間伐実施に必要な林業機械の整備に助成する。
	<b>⑦ しずおか林業再生プロジェクト事業</b> 森林組合等が行う林業機械の導入や簡易な作業路の整備に助成する。
	<b>⑧ 中山間地域林業整備事業</b> 市町、森林組合等が行う生活環境基盤、林業生産基盤の整備に助成する。
	<b>⑨ 森林認証取得促進事業</b> 静岡県森林認証推進協議会の活動支援等を行う。

### (3) 水産業の振興

次世代を担う新規漁業者の確保のために相談会やホームページ等を通して漁業就業希望者に対し就業情報を提供するとともに、漁業の地域リーダーとなり地域を牽引する漁業者の活動を支援する。

また、漁船修理場、給油施設などの共同利用施設の整備を支援し、漁業者が漁船建造や漁労機器の整備に要する資金については無利子で貸し出すほか、漁家民宿施設整備等の資金を融通する漁業系金融機関に対しては利子補給を行う。

さらに、沿岸漁場の整備・開発、漁港の整備・改良等の基盤整備を進め、生産力の維持・増大や安全対策を図るほか、施設を計画的かつ適切に維持管理するとともに、漁港及び背後集落の地震・津波への防災対策の推進を図る。また、栽培漁業基本計画に基づき、マダイ等の種苗生産及び放流を行い、沿岸域における水産資源の維持・増大を図る。河川においては、アユ、アマゴなどを地域資源として活用するため、カワウの食害対策等の取組を進める。

事業名	事業内容
水産業の振興	① <b>水産業担い手育成推進事業</b> 新規漁業就業者及び漁業地域を牽引するリーダー的な担い手を確保・育成する。
	② <b>沿岸漁場整備開発事業</b> 沿岸域の漁業生産量の向上を図るため、海域特性に合わせた魚礁漁場を造成する。
	③ <b>県単独県営漁港整備事業</b> 安全・安心な水産物の安定供給を図るため、漁港施設の改良等を実施する。
	④ <b>漁港施設機能強化事業</b> 漁港及び背後集落の地震・津波への防災対策の推進を図るため、漁港施設の嵩上げ、改良等の機能強化を実施する。
	⑤ <b>水産物供給基盤機能保全事業</b> 漁港施設の長寿命化の推進を図るため、機能保全計画の策定及び保全工事を実施する。
	⑥ <b>地方創生港整備推進交付金</b> 漁港の高度利用の推進を図るため、近隣港湾と連携した漁港施設の整備を実施する。
	⑦ <b>魚介類種苗生産施設運営事業</b> 沿岸域における水産資源の維持・増大のため、種苗生産・放流を行う。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
水産業の振興	① <b>水産業共同施設整備事業</b> 水産業の活性化と振興を図るために行う、水産業基幹施設整備事業（漁船修理場、給油施設、荷さばき施設等）、水産業活性化施設整備事業（水産物消費拡大施設等）、水産業関連機械設備整備事業（荷役機械設備等）に対し補助する。
	② <b>漁業近代化資金利子補給金</b> 漁業者等が漁家民宿施設等を設置する際に資金を融通する漁業系統金融機関に対し、利子補給を行う。
	③ <b>沿岸漁業改善資金</b> 漁業経営開始に必要な漁船の建造等の資金を無利子で貸し付ける。

事業名	事業内容
水産業の振興	④ <b>カワウ食害防止対策事業</b> カワウ食害防止対策のため、内水面漁業協同組合等が実施する捕獲事業に対し補助する。
	⑤ <b>漁港施設機能強化事業</b> 漁港及び背後集落の地震・津波への防災対策の推進を図るため、漁港施設の嵩上げ、改良等の機能強化を実施する。
	⑥ <b>水産物供給基盤機能保全事業</b> 漁港施設の長寿命化の推進を図るため、市町が行う機能保全計画の策定及び保全工事の実施に対して補助する。
	⑦ <b>津波・高潮危機管理対策事業</b> 津波・高潮発生時における人命の優先的な防護のため、市町が行う既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策に対して補助する。

#### (4) 地場産業の振興

農林漁業者自らが加工、流通、販売の分野にまで挑戦する取組や、農林漁業者と地域企業が互いの経営資源を有機的に連携させて新しい商品を開発、販売する取組など6次産業化を推進する。

加えて、地域産業を支援する商工会等が実施する事業への支援を行っていく。

また、生活支援サービス、地域密着型産業、スモールビジネスなどの育成や活動支援を行っていく。

事業名	事業内容
地場産業の振興	① <b>6次産業化推進事業</b> 1次、2次、3次産業の枠を越えて、本県の農林水産物を総合的に活用する6次産業化の事業計画の策定から販路開拓に至るまでの総合的な支援や、農水商工連携によるネットワークの取組を促進する。
	② <b>「食の都」づくり推進事業</b> 食の都仕事人と連携した食の魅力の発信、仕事人や生産者を核としたネットワークづくり等により、県産食材の消費拡大を図る。
	③ <b>県産品国内販路開拓支援事業</b> 本県の優れた農林水産物のブランド化を進めるとともに、首都圏等における県産品の販路開拓を支援する。
	④ <b>県産品輸出促進事業</b> 県産品の海外販路開拓に向けて、海外の交流先との連携を図り、一層の輸出促進に取り組む。

事業名	事業内容
地場産業の振興	⑤ <b>地産地消推進事業</b> 民間が取り組む地産地消運動の促進や野菜ソムリエ、農芸品博士の育成を図るため、旬の県産食材の情報発信を行う。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
地場産業の振興	① <b>小規模事業経営支援事業</b> 地域の特産品や未利用資源を活用して地域産業の振興を図るため、商工会による特産品の開発事業、販路開拓・普及事業等に対し補助する。 ・地域特産品等開発推進事業 ・特産品等販路開拓支援事業

#### (5) 企業の誘致対策

新たな企業の立地は、雇用の場の確保、若年層の定住などにつながることから、既存産業との連携や地域特性のPR、企業の進出条件の整備などの市町の取組を支援していく。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
企業の誘致対策	① <b>地域産業立地事業費助成</b> 企業の誘致を推進するため、市町が行う企業立地促進事業費助成に要する経費に対し補助する。政令市への立地の場合は、県と政令市が協調して、それぞれ企業へ補助する。

## (6) 起業の促進

本県の新事業支援体制の中核的支援機関である（公財）静岡県産業振興財団と連携し、過疎地域を含め県下各地域に対して、地域特性や地域資源を生かした多様な創業の促進を図るほか、コミュニティビジネスの普及・啓発に取り組む。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
起業の促進	<p>① <b>しずおか未来型産業創出支援事業</b></p> <p>創業者やベンチャー企業等が行う研究開発から事業化までを一貫して支援する総合的な支援事業を行う（公財）静岡県産業振興財団に対し補助する。</p> <p>主な支援メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワンストップサービス機能強化事業</li><li>・新事業開拓マーケティング支援事業</li><li>・インキュベータ総合支援事業</li></ul>

## (7) 商業の振興

買物弱者に配慮した商業機能の提供など、地域商業の維持に努めるほか、経営の合理化を図るとともに、魅力的な個店の創出や農業・観光との連携により地域資源を活用した商業の活性化を図る。

<市町に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
商業の振興	<p>① <b>地域商業パワーアップ事業費助成</b></p> <p>買物弱者の利便を向上する事業や個店の商業環境の改善事業など、地域商業の環境づくりに要する経費の一部を市町を通じて助成する。</p>

## (8) 観光又はレクリエーション

過疎地域の特色を生かしたエコツーリズムやグリーンツーリズムなどのニューツーリズム、伊豆半島ジオパークなどを推進し、農林漁業体験、自然ふれあい体験、農山漁村生活体験や環境学習の場を提供して、交流の要素を重要視した「地域魅力ふれあい型観光」の推進を図るとともに、ツアーセンターの設置・運営への支援により、受入体制の整備、戦略的な誘客プロモーションの展開及び関連産業との連携強化などを推進する。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
観光又はレクリエーション	① <b>観光施設整備事業</b> 観光施設の整備を行う市町等及び当該事業を実施する観光関係団体に補助する市町に対し助成する。
	② <b>魅力ある観光地域づくり推進事業</b> 地域一体で多彩な体験プログラムを開発・提供する取組を支援する。

(9) 港湾施設

海上交通、観光、水産など地域産業の拠点としての地方港湾の機能確保に努めていく。

また、高潮や津波等による災害の防止及び防災体制の強化のため施設整備を推進していく。

事業名	事業内容
港湾施設	① <b>港湾改修事業</b> 海上交通、観光、水産など地域産業の拠点としての地方港湾の機能を確保するため、泊地・航路等の改良による計画的な維持管理・更新や、防災体制の強化のための耐震岸壁の機能向上、避難港としての下田港の防波堤整備等を推進・検討する。
海岸保全施設	① <b>海岸保全施設整備事業</b> 高潮・津波等から人命・財産を防護するため、海岸保全施設の整備を進める。
	② <b>津波・高潮危機管理対策緊急事業</b> 海岸保全施設の改良工事や、水門・陸閘等の自動化・遠隔化を推進する。
	③ <b>海岸漂着物等地域対策推進事業</b> 港湾海岸等における流木、漂着ゴミ等を回収・処理する。

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 基幹的な市町道等の整備

地域住民の生活道路として主要集落を相互に連絡する基幹的な市町道及び地域産業の振興等に重要な役割を果たす農林道について、次に掲げる事業を県代行事業により行う。

事業名	事業内容				市町名	
市町村道	① 新設	1 路線		680m	川根本町	
		高郷上長尾線	幅員 10.25m	延長		680m
	② 改良	2 路線		1,470m	松崎町	
		山口雲見線	幅員 8.0m	延長		570m
		出口平石線	幅員 6.0m	延長	900m	伊豆市
農道	① 改良	1 路線		1,890m	松崎町	
		貫七線	幅員 5.0m	延長		1,890m
林道	① 新設	2 路線		8,812m	島田市	
		京柱線	幅員 3.5m	延長		2,912m
		本城下泉線	幅員 4.0m	延長	5,900m	川根本町
	② 改良・舗装	2 路線		13,368m	伊豆市	
		土肥戸田線	幅員 5.0m	延長		3,981m
		土肥戸田線	幅員 5.0m	延長		8,437m
		大久保線	幅員 4.0m	延長	950m	浜松市

#### (2) 県道等の整備

中心都市部と各過疎地域とを結ぶ幹線道路及び各過疎地域内の主要道路である国道及び県道の整備を推進する。

また、地域産業の振興等の基盤となる農林道の整備を推進する。

事業名	事業内容			
国道（知事管理分）	① 改良	5 路線		25,400m
	136号（松崎町）	幅員 7.5m	延長	6,500m
	136号（伊豆市）	幅員 8.5m	延長	4,200m
	362号（川根本町）	幅員 8.0m	延長	9,966m
	362号（川根本町）	幅員 10.25m	延長	1,194m
	473号（島田市）	幅員 7.5m	延長	420m
	135号（下田市）	幅員 10.5m	延長	520m
	136号（下田市）	幅員 10.5m	延長	2,200m
	414号（下田市）	幅員 8.0m	延長	400m

事業名	事業内容			
県道	① 改良	10 路線		4,397m
	下田南伊豆線（南伊豆町）	幅員	9.75m 延長	574m
	下田石廊崎松崎線（南伊豆町）	幅員	7.0m 延長	440m
	下田松崎線（松崎町）	幅員	7.5m 延長	200m
	南伊豆松崎線（松崎町）	幅員	7.0m 延長	300m
	仁科峠宇久須線（西伊豆町）	幅員	7.0m 延長	300m
	沼津土肥線（沼津市）	幅員	7.0m 延長	500m
	伊東西伊豆線（西伊豆町）	幅員	7.0m 延長	460m
	川根寸又峽線（川根本町）	幅員	7.0m 延長	240m
	藤枝天竜線（島田市）	幅員	7.0m 延長	200m
河津下田線（下田市）	幅員	10.0m 延長	1,183m	
林道	① 新設	5 路線		12,503m
	青野八木山線（南伊豆町・松崎町）	幅員	4.0m 延長	3,050m
	智者山線（川根本町）	幅員	5.0m 延長	1,655m
	大尾大日山線（島田市・浜松市）	幅員	5.0m 延長	2,238m
	池の平矢岳線（浜松市）	幅員	4.0m 延長	1,810m
	地八吉沢線（浜松市）	幅員	4.0m 延長	3,750m

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
林道	① 林道事業 森林整備の推進を図るとともに、山村活性化に寄与する林道の整備に対し助成する。
	② 県単独林道事業 林業経営の効率化と山村の労働力確保及び山村の生活環境の改善を図るため、市町が行う林道の開設・改良・舗装事業に対し助成する。

(3) 交通確保対策

利用しやすく持続可能な生活交通を確保できるよう、利用者・事業者・自治体が一体となって、地域の公共交通の維持・確保を図る。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
交通確保対策	① 市町自主運行バス事業費助成 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するため、不採算のバス路線について主体的に運行する市町に対し補助する。



事業名	事業内容
交通確保対策	<b>② バス運行対策費助成</b> 広域的・幹線的なバス路線を維持確保するため、不採算のバス路線を運行するバス事業者の欠損等の一部に対し助成する。
	<b>③ 静岡県バス路線維持費助成</b> 過疎地域等における重要なバス路線を維持確保するため、不採算のバス路線の運行に伴う欠損を助成する市町に対し補助する。
	<b>④ 鉄道交通対策事業費助成</b> 地域鉄道の安全性向上のため、安全輸送設備の整備や老朽化した施設の改修を行う鉄道事業者に対し助成する。
	<b>⑤ 鉄道施設緊急耐震対策事業費助成</b> 大規模地震災害に備えるため、緊急輸送路と交差・併走する高架橋や駅舎等の耐震化を行う鉄道事業者に対し助成する。

#### (4) 電気通信施設の整備

時間や距離の制約を越えた情報のやりとりや多様な交流が行えるよう、また、サテライトオフィスやIT企業の誘致など産業振興等につながるよう、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進し、過疎地域の情報格差を是正する。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
電気通信施設の整備	<b>① 光ファイバ網整備推進事業</b> 情報格差解消を図るため、条件不利地域において、光ファイバ網整備事業を行う民間事業者に補助する市町等に対し助成する。 また、ICTの専門家（地域情報化コーディネータ）を市町・商工会等の研修会等に派遣し、光ファイバ網整備の需要を喚起するとともにICT等の利活用を促進する。
	<b>② 携帯電話等エリア整備事業</b> 携帯電話が利用困難な条件不利地域において、携帯電話の基地局施設等を整備する市町等に対し補助する。

## (5) 地域間交流の促進

「ふじのくにに住みかえる」をキャッチフレーズに、県内出身者がふるさとへ戻る「住み帰る」、県外者が本県に生活の基盤を移す「住み替える」、本県に住宅を購入し首都圏等へ通勤又は二地域居住する「栖(すみか)を得る」の3つの視点から、本県で実現できる多様なライフスタイルの魅力を提案する。

県、市町、関係団体等が連携して受入態勢を整備し、空き家バンクの充実等を図るとともに、就業や子育てに係る施策や現地ツアー等の情報を発信し、移住・定住を促進する。

また、国が推進する「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想を活用した地域活性化の普及モデルを、伊豆半島地域の市町等と一体となって構築する。

事業名	事業内容
地域間交流の促進	<b>① ふじのくにに住みかえる事業</b> 多様なライフスタイルを実現する本県の暮らしの魅力を発信や、豊かな暮らし空間の創生等による環境づくりを行うとともに、市町等と連携した受入態勢の充実などにより、本県への住みかえを促進する。
	<b>② グリーン・ツーリズム推進事業</b> 農林漁家民宿の開業・運営支援や推進団体の受入体制整備等の支援を行うこと等により、滞在型グリーン・ツーリズムを促進する。
	<b>③ 生涯活躍のまち構想推進事業</b> 伊豆半島地域の市町等が実施する普及モデルについて、関連産業の進出可能性調査等の支援を行う。

### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
地域間交流の促進	<b>① お試し移住体験推進事業</b> 広域移住体験ツアーを実施するとともに、空き家活用お試し移住体験施設を整備する市町に対し補助する。

#### 4 生活環境の整備

水道施設については、飲料水の安定供給のため、簡易水道や飲料水供給施設の整備を推進する。

また、河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善のため、生活雑排水も同時に処理できる合併処理浄化槽の整備を促進する。

さらに、地震災害や土砂災害等による被害を最小限に抑えるため、資機材等の整備や落石対策・治山事業等を推進する。

事業名	事業内容
防 災	<b>① 砂防事業</b> 砂防指定地内で、土石流等の土砂災害から人家や公共施設等を保全するため、砂防施設の整備を行う。
	<b>② 地すべり対策事業</b> 地すべり防止区域内で、地すべり等から人家や公共施設等を保全するため、地すべり防止施設の整備を行う。
	<b>③ 急傾斜地崩壊対策事業</b> 急傾斜地崩壊危険区域内で、崖崩れ災害から県民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。

#### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
簡易水道、汚水処理施設	<b>① 生活排水改善対策推進事業</b> 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の新設や既設単独処理浄化槽からの転換を行う者に対して補助する市町に対し、補助金の一部を助成する。 また、水質汚濁防止対策の更なる推進を図るために住民に代わり浄化槽の設置を行う市町に対し、建設費の一部を補助する。
	<b>② 漁業集落環境整備事業</b> 漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、市町が行う雨水、汚水の排水に必要な処理施設の整備に対して補助する。

事業名	事業内容
防 災	<p>① <b>緊急地震・津波対策等交付金事業</b>            防災体制の充実強化を図るため、市町が行う孤立予想集落対策や防災資機材の整備等に対し助成する。</p>
	<p>② <b>一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業</b>            市町等における防災体制の充実強化を図るため、全県的に早急に推進する必要がある地震対策事業等を実施する一部事務組合に対し助成する。</p>
	<p>③ <b>急傾斜地崩壊対策（県費補助）事業</b>            急傾斜地崩壊危険区域内で、市町が行う、がけ高5～10m未満、人家5戸以上を保全する箇所急傾斜地崩壊防止施設の整備に対し補助する。</p>
	<p>④ <b>県単独治山事業</b>            国庫補助事業を補完し、治山事業を行う市町へ助成する。</p>

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が健康でいきいきと暮らせる社会を実現するため、健康づくりや介護予防を推進するとともに、介護が必要となった場合でも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進める。

また、児童の福祉等については、保育所、放課後児童クラブ等の整備や、子育て家庭の多様なニーズに応じて市町が実施する「地域子ども・子育て支援事業」を支援する。

さらに、障害のある人の福祉等については、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた地域生活支援や、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等を実施する。

事業名	事業内容
高齢者福祉	<b>① 介護予防施策推進事業</b> 高齢者の介護予防のため、市町が行う介護予防関連事業について広域的な視点から支援する。 ・介護予防事業従事者に対する研修等
	<b>② 認知症総合対策推進事業</b> 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう総合的に支援策を展開する。 ・早期発見・早期対応のための体制整備 ・認知症に関する普及啓発等
障害者福祉	<b>① 圏域スーパーバイザー設置事業</b> 市町が設置する地域自立支援協議会等に対し、専門的な助言等を行う圏域スーパーバイザーを各障害保健福祉圏域に設置し、市町の相談体制を支援する。

### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
高齢者福祉	<b>① 元気高齢者対策推進事業</b> 高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブ等が行う各種活動に対して助成する。 ・友愛活動、次世代育成支援活動、生きがい創出活動、社会参加活動等
	<b>② 介護保険関連施設整備事業</b> ア 特別養護老人ホームなど介護保険関連施設等の整備に対し助成する。 イ 地域密着型特別養護老人ホームなどの介護保険関連施設の整備、施設開設準備に対し助成する。

事業名	事業内容
児童福祉	<p>① <b>児童館等整備事業</b> 市町整備計画に基づく児童館の整備に対して補助する。</p>
	<p>② <b>保育対策等促進事業</b> 子育てに対する負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、市町が行う延長保育事業、病児保育事業等に対し補助する。</p>
	<p>③ <b>多様な保育推進事業</b> 多様化・個別化する保育ニーズに対応するため、市町が行う乳幼児保育事業、外国人児童保育事業等に対して補助する。</p>
	<p>④ <b>子育て支援事業</b> 子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、市町が行う地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等に対し補助する。</p>
	<p>⑤ <b>放課後児童クラブ設置費助成</b> 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な学び・生活の場を与えて、その健全育成を図るため、放課後児童クラブを整備する市町に対し補助する。</p>
	<p>⑥ <b>認定こども園整備事業</b> 子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進するため、市町が行う認定こども園の整備に対して補助する。</p>
障害者福祉	<p>① <b>障害者施設等整備事業</b> 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害のある人の地域移行や就労支援に必要な生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などを行う障害者福祉施設等の整備に対し助成する。</p>
	<p>② <b>障害児者ライフサポート事業</b> 市町が提供するヘルパーの派遣、短期入所、デイサービスなどの生活支援サービス（障害者総合支援法及び地域生活支援事業の枠外のサービス）の実施に対し助成する。</p>

## 6 医療の確保

静岡県保健医療計画に基づいて、自治医科大学卒業医師の配置、総合的な診療能力を備えた医師の育成や、定期的な患者輸送の実施など専門的な医療や高度な医療を行う医療機関への搬送の体制を整備する。

また、へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医師の派遣やドクターヘリの運航など、関係機関の協力の下、過疎地域の医療連携体制の確保、充実を図っていく。

事業名	事業内容
医療の確保	<b>① 健康福祉センターによる保健活動の支援</b> 健康福祉センターが、過疎地域の市町の保健事業の企画・運営について助言・指導を行うことにより、市町保健師の定着・資質向上とともに、地域保健活動の円滑な推進を図る。
	<b>② 自治医科大学卒業医師の派遣</b> ア 医師の確保が困難な地域に自治医科大学卒業医師を派遣する。 イ へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施するために、県立総合病院内に「へき地医療支援機構」を設置し、へき地医療支援事業の広域的な計画立案・調整を行う。

### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
医療の確保	<b>① へき地医療対策事業</b> ア へき地患者輸送車（艇）運行事業 ・へき地における医療の確保を図るため、市町が行うへき地患者輸送車（艇）事業の運営に対し補助する。 イ へき地医療拠点病院運営事業 ・地域住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療、代替医師派遣等の経費に対し補助する。
	<b>② へき地医療施設設備整備促進費助成</b> 過疎地域における医療整備を促進するため、過疎地域の市町等が実施する医療施設整備及び医療機器整備に対し補助する。
	<b>③ へき地医療拠点病院施設設備整備事業</b> 地域住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院として必要な施設及び医療機器購入費に対し補助する。
	<b>④ へき地診療所設備整備事業</b> 地域住民の医療を確保するため、へき地診療所として必要な施設及び医療機器購入費に対し補助する。

事業名	事業内容
医療の確保	<p>⑤ <b>ドクターヘリ運航事業</b></p> <p>東部（順天堂静岡病院）、西部（聖隷三方原病院）の救命救急センターを運航拠点に、過疎地域を含む半径約70kmの範囲を運航対象地域とし、救急患者の救命率の向上や広域救急患者搬送体制の向上を図るため、運航拠点の救命救急センターの開設者が行うドクターヘリ運航事業に対して補助する。</p>



## 7 教育の振興

市町が実施する小学校等の耐震化・改築等の事業を支援するとともに、へき地教育の振興に努める。

また、地域全体で学校を支援するため、学校と地域の連携体制の強化を図る。

事業名	事業内容
教育の振興	<p>① <b>学校支援地域本部事業</b></p> <p>運営委員会、地域コーディネーター、学校ボランティアからなる学校支援地域本部をつくり、学校・地域・家庭が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整える。</p>

### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
教育の振興	<p>① <b>学校施設環境改善交付金</b></p> <p>公立学校施設の整備に要する経費に対し、国の交付金により支援する。</p> <p>なお、公立の小中学校の施設で、構造上危険な状態にあるものの改築、適正規模にするため統合することに伴い必要となる改修等に要する経費に対し国が交付する交付金の算定に際し、算定割合のかさ上げを行う。</p>
	<p>② <b>公立学校施設整備負担金</b></p> <p>公立の小中学校の校舎等の新增築に要する経費に対し、国の負担金により支援する。</p> <p>なお、公立の小中学校を適正な規模にするため統合することに必要となる校舎等の新增築に要する経費に対し国が負担する負担金の算定に際し、負担率のかさ上げを行う。</p>
	<p>③ <b>へき地児童生徒援助費等補助金</b></p> <p>へき地学校を設置する市町が負担するスクールバス・ボート等購入費、遠距離通学費等、保健管理費及び離島高校生修学支援費について、国の補助金によりその一部を支援する。</p>
	<p>④ <b>学校支援地域本部事業</b></p> <p>運営委員会の設置、地域コーディネーターの配置、学校の要望に応じた地域住民等による支援活動の実施に係る経費について、国の補助金によりその一部を支援する。</p>

## 8 地域文化の振興等

各地域の文化資源をもとに、アーティストの視点から新たな価値を加えるとともに、文化関係者のネットワーク強化や地域文化（芸術）と人々をつなげるコーディネーター役となる専門家の確保等を促進するほか、民俗芸能や伝統行事を保存するための支援などを行う。

事業名	事業内容
地域文化の振興等	<b>① ふじのくに芸術回廊創出事業</b> 「ふじのくに芸術回廊」の創出に向け、文化を支える機能の強化及び文化活動の振興を図る。
	<b>② オリンピック文化プログラム推進事業・オリンピック文化プログラム展開事業</b> 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて展開される文化プログラムの推進を通じて、文化・芸術を活用した地域課題に対応するプロジェクト等を支援する。
	<b>③ サイクルスports県づくり事業</b> 県内のサイクリングコースを情報発信するほか、サイクリスト受け入れ環境の整備をすすめるなど、サイクルスポーツを通じた交流拡大を図る。
	<b>④ イタリアとのスポーツ交流推進事業</b> 交流自転車大会の開催を支援し、イタリアとのサイクルスポーツを通じた交流拡大を図る。
	<b>⑤ 東京オリンピック・パラリンピック自転車競技開催推進事業</b> 小中学校への選手派遣等による機運の醸成や交通量調査を実施することにより、東京オリンピック自転車競技開催の準備を進める。

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
地域文化の振興等	<b>① 文化財保存・管理費助成</b> 文化財保護法及び静岡県文化財保護条例の規定により指定された県内文化財の保存と活用を図るため、当該文化財に係る保存及び活用の事業を行う所有者等に補助する。

## 9 集落の整備

持続可能な地域社会を実現するため、多様な主体による新たな協働の仕組みづくりを進め、地域コミュニティを活性化させることにより、「環境保全」、「地域活性化」、「生活支援サービス」などの地域が抱える様々な課題の解決を図るとともに、基幹集落を中心として、複数集落をネットワーク化し、集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワークの形成」を促進するなど、集落機能を強化する。

また、美しい自然や景観、地域固有の歴史・文化などの過疎地域の魅力・強みを生かした地域づくりを進める。

事業名	事業内容
集落の整備	<p>① <b>市町振興事務費（過疎地域対策分）</b> 集落活性化に向けた県内外の特徴的・先進的な取組の収集・提供等</p>
農地、森林等の保全	<p>① <b>ふじのくに美しく品格のある邑づくり推進事業</b> 「静岡県緑と水のふるさと基金」を活用し、土地改良施設等地域資源の利活用を通じた地域住民活動を支援する。 ア 地域資源の保全・継承に取り組んでいる集落等を「美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信する。 イ 農地等の地域資源の保全管理等を促進するため、農村と企業等とのパートナーシップにより双方にメリットのある活動に取り組む「一社一村しずおか運動」、都市住民等の参加により棚田等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動による地域活性化を推進する。</p> <p>② <b>多面的機能支払交付金</b> 農業農村の有する多面的機能の維持や発揮をするための地域の共同活動を支援し、農用地、水路、農道等の適切な保全管理を推進する。</p> <p>③ <b>県民参加の森づくり推進事業</b> 県民との協働による森づくりや里山の保全・活用推進を図る。</p> <p>④ <b>森の力再生事業</b> 森林の有する土砂災害の防止、水源の涵養等の公益的機能である「森の力」を回復するため、公益性が高いにもかかわらず所有者による整備が困難な森林で、緊急に整備する必要がある荒廃森林を対象に、「森林（もり）づくり県民税」を財源として整備する。</p>

<市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
集落の整備	<p>① <b>コミュニティ施設整備事業</b> コミュニティづくりの推進を図るため、活動拠点施設としてのコミュニティ施設の整備に対し補助する。</p>
	<p>② <b>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</b> 過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏におけるモデル的な取組に要する経費について、国の交付金によりその一部を支援する。</p>
	<p>③ <b>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業</b> 地域住民に対する様々な公共サービス・生活サービス機能を維持するため、遊休施設を活用し、公共施設の再編・集約を図る経費について、国の補助金によりその一部を支援する。</p>
	<p>④ <b>過疎地域等自立活性化推進事業</b> 「産業振興」、「生活の安心・安全確保対策」、「集落の維持・活性化対策」、「移住・交流・若者の定住促進対策」、「地域文化伝承対策」、「環境貢献施策の推進」の各分野に該当する先進的で波及性のあるソフト事業に要する経費について、国の交付金によりその一部を支援する。</p>
	<p>⑤ <b>過疎地域集落再編整備事業</b> 基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転する事業、地域における定住を促進するための住宅団地を造成する事業等に要する経費について、国の交付金によりその一部を支援する。</p>
	<p>⑥ <b>過疎地域遊休施設再整備事業</b> 廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について、国の交付金によりその一部を支援する。</p>

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 自然エネルギーを利用するための施設等の整備

農山村地域の豊かな自然資源を生かし、太陽光や小水力、バイオマス、温泉熱などの再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、エネルギーの高効率利用に取り組み、農山村地域におけるエネルギー源の多様化による、エネルギーの地産地消を推進する。

事業名	事業内容
エネルギーの地産地消	<b>① 伊豆半島エコリゾート推進事業</b> 自然エネルギーの導入をはじめ、環境に配慮した取組を進める伊豆半島地域を、環境にやさしい観光地（伊豆半島エコリゾート）として広く情報発信し、地域内でのEV利用を促進する。

### <市町等に対する行財政上の援助>

事業名	事業内容
エネルギーの地産地消	<b>① エネルギー地産地消推進事業</b> 小水力、バイオマス、温泉などの再生可能エネルギーの導入を促進し、農山村地域におけるエネルギー源の多様化によるエネルギーの地産地消を推進する。

### (2) 広域連携による市町の行政サービス体制の確保

市町が安定的に行政サービスを提供できるよう、消費生活センターや教育委員会指導主事の共同設置、税の徴収事務の共同処理などを行うための広域連携に取り組む市町に対して支援する。

事業名	事業内容
広域連携	<b>① 賀茂広域消費生活センター運営事業</b> 県及び賀茂地域6市町が共同で設置する「賀茂広域消費生活センター」において、消費生活相談、県民相談等を実施する。
	<b>② 市町振興事務費（賀茂地方税債権整理回収協議会）</b> 県及び賀茂地域6市町が共同で設置する「賀茂地方税債権整理回収協議会」において、税務職員が相互に身分を併任し、市町村税の徴収事務を共同で処理することにより、収入未済額の縮減と徴収技術の向上を図る。
	<b>③ 賀茂地域地籍調査広域連携推進事業</b> 市町職員への研修会を実施するなど、賀茂地域6市町の地籍調査共同実施に係る準備作業に対する指導・支援を行う。